

# 金・プラチナなどの貴金属を売却された方へ

個人の方が金・プラチナなどの貴金属をお売りになり、**売却益**が生じた場合は、原則、譲渡所得として総合課税の対象となり、**所得税の確定申告が必要**です。  
確定申告は、是非、**自宅からe-Tax**をご利用ください。

## e-Taxの5つのメリット

税務署への持参 不要

印刷・郵送代 不要

添付書類 提出不要  
※一部の書類を除きます

確定申告期間 24時間利用可能  
※メンテナンス時間を除きます

早期還付 (3週間程度で還付)

令和4年分の確定申告をした方のうち、**3人に2人がe-Taxで申告しています!**

### STEP 1 「確定申告書等作成コーナー」へアクセス

作成コーナー

### STEP 2 申告書を作成 画面の案内に沿って金額などを入力するだけで申告書が作成できます!

トップ画面で「作成開始」を選択します。

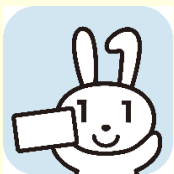


「所得税」を選択します。



### STEP 3 マイナンバーカードを使ってe-Taxで送信

#### スマートフォンで読み取り



アプリを起動 (注1)



「読み取り」アイコンを選択



パソコン画面の QRコード(注2)を スマホで読み取り



マイナンバー カードの読み取り

(注1) 事前にスマートフォン(マイナンバーカード読み取り対応)用のマイナポータルアプリをインストールしておく必要があります。  
(注2) QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

又は

#### ICカードリーダライタで読み取り



ICカードリーダライタでマイナンバーカードの読み取り

- ※1 税務署で発行された「ID・パスワード方式の届出完了通知」を利用した「ID・パスワード方式」によってe-Taxで送信できます(ID・パスワード方式はマイナンバーカード等が普及するまでの暫定的な対応です。)
- ※2 作成した申告書を、印刷して郵送等で提出することもできます。

# 金・プラチナなどの貴金属をお売りになった場合の税金は

## 譲渡所得金額の計算方法

$$\text{譲渡価額 (収入金額)} - \left( \text{取得費} + \text{譲渡費用} \right) - \text{特別控除額} = \text{譲渡所得金額 (A)}$$

### 《注意点》

- 1 譲渡価額は、手数料等の額を差し引く前の売却金額です。
- 2 取得費は、購入価額と購入時に支払った手数料の合計額です。  
なお、譲渡価額の5%とすることもできます。  
※ 純金積立（金定額購入システム）等で購入した場合、取得費の計算が異なる場合があります。  
詳細は、国税庁HPの東京国税局サイト内にある文書回答事例「金定額購入システムで取得した金地金を譲渡した場合の課税上の取扱いについて」をご確認ください。
- 3 譲渡費用は、譲渡時に支払った手数料等です。
- 4 特別控除額は、所有期間に関係なく50万円（譲渡益が50万円以下の場合はその額まで）です。
- 5 総合課税の譲渡所得金額は、金・プラチナなどの貴金属の所有期間に応じて、次の金額となります。
  - (1) 所有期間が5年以内のもの … Aの金額
  - (2) 所有期間が5年を超えるもの … Aの金額×1/2※ 金・プラチナなどの譲渡により生じた譲渡所得の赤字の金額は、給与所得などの他の所得の金額から差し引くこと（損益通算）はできません。

## 申告手続きは

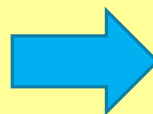
所得税及び復興特別所得税の確定申告期限は、金・プラチナなどの貴金属をお売りになった年の翌年の3月15日までです。

※ 申告期限の日（3月15日）が税務署の閉庁日（土・日曜・祝日等）の場合は、その翌日が申告期限の日になります。

## 申告書の作成方法は動画でチェック！

確定申告書等作成コーナーを利用した入力方法などを動画でご案内しています。

確定申告 動画



## ご不明な点がある場合

- 操作が分からない場合は確定申告書等作成コーナー内の「[ご利用ガイド](#)」をご確認ください。  
また、一般的な税についてお問い合わせの多い質問は「[よくある質問](#)」に掲載しています。
- 「[よくある質問](#)」でも解決しない場合は、国税庁ホームページの「[タックスアンサー](#)」をご確認ください。
- 「タックスアンサー」では、よくある税の質問に対する一般的な回答を自分に合った状況やキーワードなどから調べることができます。

タックスアンサーは  
こちら→



タックスアンサー

